

ボートレース下関
レジャー・スポーツゾーン整備事業
統括管理委託契約書
(案)

令和7年（2025年）8月21日
下関市ボートレース企業局

ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業
統括管理委託契約書

- | | | | | |
|---|-------|------------------------------|---|--|
| 1 | 事業名 | ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業 | | |
| 2 | 履行場所 | 山口県下関市長府扇町 4 | | |
| 3 | 契約期間 | この契約の締結日から令和 26 年 3 月 31 日まで | | |
| 4 | 契約金額 | 金 | 円 | |
| | | (うち消費税及び地方消費税の額 金 円) | | |
| 5 | 契約保証金 | 金 | 円 | |
| | | (うち消費税及び地方消費税の額 金 円) | | |

本事業に関して、発注者（以下に「発注者」として記名押印する者をいう。以下同じ。）と受注者（以下に「受注者」として記名押印する者をいう。以下同じ。）は、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和__年__月__日付けボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業基本契約（以下「基本契約」という。）第 5 条第 1 項第 1 号の定めるところに従い、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付条項によって、このボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業統括管理委託契約（以下「統括管理委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

統括管理委託契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される発注者と_____との間の設計・建設一括契約（基本契約において定義する設計・建設一括契約をいう。）及び発注者と_____との間の管理運営委託契約（基本契約において定義する管理運営委託契約をいう。）により不可分一体として事業契約（基本契約において定義する事業契約をいう。）を構成することを確認する。

統括管理委託契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者双方記名押印の上で、各自 1 通を保有する。

令和__年__月__日

発注者 下関市長府松小田東町 1 番 1 号
下関市
下関市ボートレース事業管理者 田中 康弘

受注者 住所（所在地）
商号又は名称
代表者

目 次

第1章 総則	1
第1条（契約の履行及び用語の定義）	1
第2条（公共性及び受注者による事業の趣旨の尊重）	1
第3条（規定の適用関係）	1
第4条（委託業務の期間）	1
第5条（契約の保証）	2
第6条（収入及び経費の考え方）	2
第7条（発注者の請求による要求水準書の変更）	2
第8条（受注者の請求による要求水準書の変更）	3
第2章 統括管理業務.....	4
第9条（統括管理業務の内容）	4
第10条（業務実施体制）	4
第11条（統括管理責任者）	4
第12条（統括管理責任者に関する措置請求）	4
第13条（第三者への委託）	5
第14条（業務計画書）	5
第15条（業務報告書）	5
第3章 適正な業務の実施.....	6
第16条（要求水準を満たす業務の実施）	6
第17条（各業務における自己評価及び検査）	5
第17条の2（個別業務における自己評価の統括）	6
第18条（統括管理委託契約終了時の検査）	6
第19条（要求水準等を満たさない場合の措置）	6
第4章 委託料の支払.....	7
第20条（委託料）	7
第21条（委託料の減額）	7
第22条（委託料の返還）	7
第5章 損賠賠償及び危険の負担.....	7
第23条（損害賠償）	7
第24条（第三者に及ぼした損害等）	7
第6章 契約期間及び契約の終了.....	8
第25条（契約期間）	8
第26条（受注者の事由による契約解除）	8
第27条（発注者の事由による契約解除）	9
第28条（発注者の任意による契約解除）	10

第29条（契約解除の効果）	10
第30条（契約終了手続の負担）	10
第7章 法令変更	10
第31条（法令変更の通知）	10
第32条（法令変更による追加費用の負担）	11
第33条（法令変更による契約の解除）	11
第8章 不可抗力	11
第34条（不可抗力の通知）	11
第35条（不可抗力による追加費用の負担）	12
第36条（不可抗力による契約の解除）	12
第9章 その他	12
第37条（権利義務の処分等）	12
第38条（協議）	13
第39条（請求、通知等の様式その他）	13
第40条（秘密保持）	13
第41条（個人情報保護）	13
第42条（暴力団等の排除）	13
第43条（準拠法）	14
第44条（管轄裁判所）	14
第45条（誠実協議）	14
別紙1 定義集	15
別紙2 発注者の検査等実施要領	16
別紙3 委託料の支払方法及び変更方法	18
別紙4 個人情報取扱特記事項	22
別紙5 暴力団等排除条例による措置に係る特記事項	24

第1章 総則

(契約の履行及び用語の定義)

第1条 発注者は、受注者に、設計・建設業務並びに運営及び維持管理業務等を総合的かつ包括的に統括して管理する統括管理業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受注者はこれを受託する。

2 発注者及び受注者は、以下の条項に基づき要求水準書等及び提案書等に従い、日本国の法令を遵守し、統括管理委託契約を履行しなければならない。

3 統括管理委託契約において用いられる用語は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1「定義集」、基本契約及び要求水準書において定められた意味を有するものとする。

(公共性及び受注者による事業の趣旨の尊重)

第2条 受注者は、本事業が公共性を有する事業であることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間事業者に対する包括的な業務委託を内容とするものであることを十分理解し、地方自治の本旨に従い法律の範囲内で、その趣旨を尊重するものとする。

(規定の適用関係)

第3条 受注者は、委託業務を、次の各号に掲げる書面等に従って遂行するものとし、当該各号に掲げる書面等の間において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書等の記載内容のうち、要求水準書に記載された水準又は仕様を超えるものについては、要求水準書等に優先するものとみなす。

- (1) 統括管理委託契約
- (2) 基本契約
- (3) 要求水準書等
- (4) 提案書等

(委託業務の期間)

第4条 受注者が委託業務を実施する期間は、統括管理委託契約締結日から令和26年3月31日までとする。

(契約の保証)

第5条 受注者は、統括管理委託契約の締結と同時に、契約保証金を納付し、又は次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) 統括管理委託契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (3) 統括管理委託契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約期間の各年度の当初において当該年度の受注者の委託業務の履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額（統括管理委託契約の締結と同時に納付するものについては、締結日の属する年度の委託業務の履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額）以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第1号又は第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 各年度の途中で委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該年度の受注者の委託業務の履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額（統括管理委託契約の締結と同時に納付するものについては、締結日の属する年度の委託業務の履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額）に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

5 受注者は、第1項第2号又は第3号の保証を付した場合において、あらかじめ保証期間の設定がされているものにつき、契約期間の変更が行われたときは、保証期間の変更を行うとともに当該変更を証する書面を発注者に提出しなければならない。

(収入及び経費の考え方)

第6条 受注者は、発注者から支払われる委託料による収入により、委託業務の執行を行うものとする。

(発注者の請求による要求水準書の変更)

第7条 発注者は、要求水準書に定める要求水準の変更事由があると認めるときは、要求水準書の変更の内容及び変更の理由を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

2 受注者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、発注者に対して次に掲げる事項を通知し、発注者と協議を行わなければならない。

- (1) 要求水準書の変更が委託業務に及ぼす影響
- (2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
- (3) 要求水準書の変更に伴う委託料の変更の有無
- (4) 要求水準書の変更に対する意見

3 第1項の通知の日から14日以内に受注者から発注者に対して前項の規定による通知がなされない場合、又は前項の規定による通知の日から14日を経過しても同項の協議が整わない場合において、発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書を変更し、受注者に通知することができる。この場合において、受注者に増加費用又は損害が発生したときは、発注者は、当該増加費用又は損害を補填するため必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して第9条第1号の統括管理業務計画書の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

(受注者の請求による要求水準書の変更)

第8条 受注者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を発注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- (1) 要求水準書の変更の内容
- (2) 要求水準書の変更の理由
- (3) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
- (4) 要求水準書の変更に伴う委託料の変更の有無
- (5) 要求水準書の変更に伴い業務計画書の変更が必要となる場合にあつては、当該変更内容の概要

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、受注者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、受注者と協議を行わなければならない。

3 前項の通知の日から14日を経過しても同項の協議が整わない場合には、発注者は、要求水準書の変更について決定し、受注者に通知する。

4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して次条第1号の統括管理業務計画書の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

5 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、委託料の変更について受注者と協議し、これを変更するものとする。

6 受注者は、新たな技術の導入等により委託業務の履行に係る費用の減少が可能である場合は、発注者に対し積極的にその提案を行うものとする。

第2章 統括管理業務

（統括管理業務の内容）

第9条 受注者は、要求水準書等及び提案書等に従い、次に掲げる業務を実施する。

- （1）統括管理業務計画書（以下「業務計画書」という。）の作成
- （2）業務報告書等の作成
- （3）統括マネジメントの実施
- （4）総務・経理の実施
- （5）自己評価の実施
- （6）契約期間終了時の引継ぎ
- （7）その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

（業務実施体制）

第10条 受注者は、契約期間中、委託業務を実施するために必要な人員（必要な有資格者を含む。）を確保し、統括管理委託契約、要求水準書等及び提案書等に従い、委託業務を実施するための体制を構築し、維持しなければならない。

（統括管理責任者）

- 第11条** 受注者は、要求水準書等及び提案書等に従い統括管理責任者を選任し、選任した旨を発注者に報告しなければならない。
- 2 統括管理責任者の本施設への常駐の可否及び兼務の可否は、要求水準書の定めるところによる。
 - 3 統括管理責任者は、設計・建設業務並びに運営及び維持管理業務等を総合的に管理監督し、本事業を適切に機能させるものとする。
 - 4 統括管理責任者は、受注者の代表として発注者との協議及び調整等を行うものとする。

（統括管理責任者に関する措置請求）

- 第12条** 発注者は、前条第1項に規定する統括管理責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 2 発注者は、受注者が委託業務を実施するために使用している業務従事者等で委託業務の実施又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(第三者への委託)

第13条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得ない限り、委託業務を第三者に委託してはならない。

- 2 受注者が前項の承諾を得て委託業務の一部を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て受注者の責任において行うものとし、委託業務の実施に関して受注者又はその受注者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。
- 3 受注者は、第1項の承諾を得て第三者への委託を行った場合に、発注者から当該委託に関する契約書の写しの提出を求められたときは、速やかに発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の承諾を得て行った委託の相手方である第三者の責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に係る増加費用及び損害が発生した場合は、当該増加費用及び損害を負担する。

(業務計画書)

第14条 受注者は、要求水準書に従い、委託業務に係る業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により提出した業務計画書については、発注者の事前の承認がある場合を除き、変更してはならない。

(業務報告書)

第15条 受注者は、要求水準書に従い、業務報告書を作成し、発注者に提出するものとし、発注者は、当該業務報告書の提出を受けてから10日以内に検査を行うものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により提出した業務報告書の副本、写しその他提出した業務報告書と同内容を示す書面（電子データを含む。）を、契約期間終了時まで保管しなければならない。
- 3 受注者は、契約期間中、発注者から業務の報告を求められたときは、遅滞なく、発注者に報告しなければならない。

第3章 適正な業務の実施

(要求水準を満たす業務の実施)

- 第16条** 受注者は、自らの責任及び費用負担において、社会情勢や本施設に対する要請の変更等に応じて要求水準を満たす方法により本事業を実施しなければならない。
- 2 発注者は、本事業が要求水準を満たし適正かつ確実に遂行されているか否かを確認するため、別紙2「発注者の検査等実施要領」に基づき検査を行う。

(各業務における自己評価及び検査)

- 第17条** 委託業務について、受注者は、要求水準書等に定めるところに従い、自己評価を実施し、別に定める書類を別に定める期限までに、又は発注者の請求に従って、随時、発注者に提出するものとする。
- 2 委託業務について、発注者は、要求水準書等の定めに従って、第9条各号に定めるそれぞれの委託業務が要求水準を満たし、かつ、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを定期及び随時に検査するとともに、受注者は、その検査に必要な協力を行う。
- 3 発注者は、第1項の受注者の自己評価又は前項の発注者の検査により、受注者の実施する委託業務が要求水準を満たさず、又は提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合は、別紙2に定めるとおり、委託業務の改善を求めるものとする。
- 4 前項の規定により委託業務の改善を求められた受注者は、自らの負担により当該業務改善のための必要な措置を講じるものとする。

(個別業務における自己評価の統括)

- 第17条 の2** 事業契約に定める設計・建設事業者及び管理・運営事業者が実施する業務（以下「個別業務」という。）について、受注者は、要求水準書等に定めるところに従い、設計・建設事業者が実施する自己評価及び管理・運営事業者が実施する自己評価を統括し、別に定める書類を別に定める期限までに、又は発注者の請求に従って、随時、発注者に提出するものとする。
- 2 個別業務について、受注者は、要求水準書等の定めに従って、各個別業務が要求水準を満たし、かつ、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを定期及び随時に確認する。
- 3 受注者は、前項の規定による確認により、各個別業務が要求水準を満たさず、又は、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合は、設計・建設事業者又は管理・運営事業者に当該個別業務の改善を求めるものとする。

(統括管理委託契約終了時の検査)

第18条 発注者及び受注者は、要求水準書等の定めに従って、契約期間終了後の取扱いについて協議を行うものとする。

2 受注者は、契約期間終了日の3年前の応当日までに、本施設及び本事業に係る設備の劣化等の状況並びに当該本施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を発注者に報告し、発注者の確認を受けるものとする。発注者及び受注者は、その確認内容に基づき、必要に応じて契約期間終了後の取扱いについて協議する。

3 受注者は、要求水準書に定める書類を契約期間終了後に発注者に対して提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(要求水準等を満たさない場合の措置)

第19条 発注者は、本章に定める発注者の検査により、受注者の実施した委託業務が要求水準を満たしていないと判断した場合には、別紙2に規定する措置を講ずるものとする。

第4章 委託料の支払

(委託料)

第20条 発注者は、委託業務の実施に係る委託料として、頭書の契約金額を別紙3「委託料の支払方法及び変更方法」に規定するとおり、受注者に対して支払うものとする。

2 物価の変動に伴い委託業務の実施に必要な費用が増加した場合その他委託料の額を改定すべき事情が生じた場合には、委託料の支払額は、別紙3の定めに従って改定されるものとする。

(委託料の減額)

第21条 発注者の検査により、委託業務について統括管理委託契約、要求水準書等、業務計画書又は提案書等に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合は、発注者は、別紙2に規定する手続に従い、受注者に支払う委託料を減額するものとする。

(委託料の返還)

第22条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、発注者がこれを受注者に対して通知したときは、受注者は、発注者に対して、当該虚偽記載が無ければ発注者が前条の規定に従い減額し得た委託料の金額を速やかに返還するものとする。

第5章 損賠賠償及び危険の負担

(損害賠償)

第23条 発注者及び受注者は、それぞれ、統括管理委託契約に定める自らの義務を履行せず、相手方に損害を生じさせたときは、統括管理委託契約に特に定める場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に及ぼした損害等)

第24条 受注者が委託業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、受注者は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

第6章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第25条 統括管理委託契約は、締結日からその効力を生じ、令和26年3月31日に終了するものとする。

2 受注者は、前項で定める統括管理委託契約の終了のときまでに委託業務を完了しなければならない。

(受注者の事由による契約解除)

第26条 次に掲げる場合には、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で統括管理委託契約を解除することができる。

- (1) 別紙2の規定による解除の検討を行った上で、解除を決定したとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、連続して7営業日以上、受注者が委託業務を行わないとき。
- (3) 受注者が統括管理委託契約上の義務に違反し、発注者が相当期間の催告をしたにもかかわらず、受注者が当該違反を是正しないとき。
- (4) 受注者に係る、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について受注者の取締役会でその申立を決議したとき、又は第三者（受注者の取締役を含む。）によりその申立がなされたとき。
- (5) 受注者が、業務報告書に虚偽記載を意図的に行い、発注者がこれを訂正するよう指示したにもかかわらず、その指示に従わないとき。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により履行不能が生じたとき。

- (7) 公正取引委員会が、受注者に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (8) 公正取引委員会が、受注者に対し独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (9) 自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、その刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (10) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは統括管理契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (11) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (12) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (15) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (16) 受注者が、第 10 号から第 14 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (17) 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供がないとき。
- 2 次の各号に掲げる者が統括管理委託契約を解除した場合は、前項第 4 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 発注者は、第 1 項又は前項の規定による統括管理委託契約の解除により受注者に生じる損害について、一切の責任を負担しない。

(発注者の事由による契約解除)

第27条 発注者は、委託料その他の統括管理委託契約に基づく金銭の支払を遅延した場合は、受注者に対して、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じた時の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

2 受注者は、次に掲げる場合には、統括管理委託契約を解除することができる。

- (1) 発注者が委託料を支払わず、かつ、受注者がその支払を改めて求めた日から60日以内に当該支払をしない場合
- (2) 発注者が統括管理委託契約上の重要な義務に違反し、かつ、受注者がその違反について発注者に通知した日から60日以内に当該違反の是正がなされない場合
- (3) 発注者の債務不履行により、本事業の目的を達成することができないと認められる場合

(発注者の任意による契約解除)

第28条 発注者は、本事業を継続する必要がなくなった場合又は発注者が必要と認める場合には、6か月以上前に受注者にその理由を書面にて通知することにより、統括管理委託契約を解除することができる。

(契約解除の効果)

第29条 第26条、第27条、前条、第33条又は第36条の規定により統括管理委託契約が解除されたとき（以下この条において「統括管理委託契約が中途解除されたとき」という。）は、統括管理委託契約は、将来に向かってその効力を失う。

- 2 統括管理委託契約が中途解除されたときにおいて、履行済みの委託業務に対応する委託料で未払のものがあるときは、発注者は、受注者との協議に基づき当該未払分を支払うものとする。この場合における支払手続は、別紙2の規定を準用する。
- 3 統括管理委託契約が中途解除されたときは、受注者は速やかに業務を終了し、受注者又は受注者から業務の委託を受けた者が本施設において所有し、又は管理する物件を撤去し、本施設を発注者に引き渡すものとする。
- 4 受注者は、統括管理委託契約が中途解除されたときは、発注者又は発注者が指定する者に対して、委託業務の引継ぎを行う。この場合において、引継ぎに必要な費用は、受注者が負担する。
- 5 統括管理委託契約が第26条第1項各号のいずれか（第17号を除き、同条第2項で同条第1項第4号に該当するとみなされる場合を含む。）の規定により解除されたときは、受注者は、当該解除の日が属する年度の委託業務に対応する委託料の10分の1に相当する金額の違約金を、発注者に支払わなければならない。ただし、受注者は、当該解除により違約金を超える損害が発注者に生じたときは、違約金の支払に併せて、当該超過分の損害を賠償しなければならない。

- 6 第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに変わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は当該担保をもって前項の違約金及び損害賠償に充当することができる。
- 7 統括管理委託契約が前2条の規定により解除されたときは、発注者は、解除により生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

(契約終了手続の負担)

第30条 統括管理委託契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、統括管理委託契約に別段の定めがある場合を除き、受注者がこれを負担する。

第7章 法令変更

(法令変更の通知)

- 第31条** 発注者又は受注者は、本事業について適用がある法令（以下「適用ある法令」という。）が統括管理委託契約の締結日の後に変更されたことにより、統括管理委託契約に基づく自己の義務を履行することができなくなった場合又は統括管理委託契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知するものとする。
- 2 発注者又は受注者は、前項の通知がなされた以降において、統括管理委託契約に基づく自己の義務を履行すると、適用ある法令に違反することとなった場合は、履行期日における当該自己の義務の履行が適用ある法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、当該発注者又は受注者は、自身が当該履行義務を免れることによって相手方に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(法令変更による追加費用の負担)

- 第32条** 発注者及び受注者は、受注者が前条第1項の規定による通知をした場合は、当該適用ある法令の変更に対応するために速やかに統括管理委託契約、要求水準書、業務計画書等の変更及び追加費用の負担について協議するものとする。なお、税制改革等による新たな税制に伴い、受注者に新たな税負担が生じた場合についても、発注者は、協議に応じるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、適用ある法令の変更の公布日から60日以内に統括管理委託契約、要求水準書、業務計画書等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合は、発注者は、当該適用ある法令の変更に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い統括管理委託契約の履行を継続するものとする。
- 3 統括管理委託契約締結後に法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとし、当該指示に従うことにより、受注者に追加費用が生じるときは、発注者の負担として、委託料の見直しを行う。

(法令変更による契約の解除)

第33条 統括管理委託契約の締結後における適用ある法令、法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又は発注者が統括管理委託契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、統括管理委託契約を解除することができる。

第8章 不可抗力

(不可抗力の通知)

第34条 統括管理委託契約の締結日の後に不可抗力により、統括管理委託契約、要求水準書、業務計画書等で提示された条件に従って委託業務を行うことができなくなった場合又は統括管理委託契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合は、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを発注者に対して通知するものとする。

- 2 発注者又は受注者は、前項の通知がなされた以降において、統括管理委託契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合は、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、当該発注者又は受注者は、自身が当該履行義務を免れることによって相手方に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(不可抗力による追加費用の負担)

第35条 発注者及び受注者は、受注者が前条第1項の規定による通知をした場合は、当該不可抗力に対応するために速やかに統括管理委託契約、要求水準書、業務計画書等の変更及び追加費用の負担について協議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に統括管理委託契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合は、発注者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合において、追加費用の負担は、1年度中に発生した追加費用のうち累計で年間の委託費相当額の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担するものとする。
- 3 前項後段の規定にかかわらず、受注者又は受注者から委託業務の一部を受託する者が加入する保険に基づき、発注者以外の被保険者が前条第1項の規定による通知に係る不可抗力を原因とする損害について保険金を受領した場合で、当該保険金の額が年間の委託費相当額の100分の1を超えるときは、当該超過額は、発注者が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

(不可抗力による契約の解除)

第36条 統括管理委託契約の締結後における不可抗力により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又は発注者が統括管理委託契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、統括管理委託契約を解除することができる。

第9章 その他

(権利義務の処分等)

第37条 受注者は、統括管理委託契約上の権利及び義務並びに統括管理委託契約上の地位を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行ってはならない。

(協議)

第38条 発注者と受注者は、必要と認める場合は適宜、統括管理委託契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対して協議を求めることができる。

(請求、通知等の様式その他)

第39条 統括管理委託契約に定める、請求、通知、報告、承諾、勧告、催告及び解除は、相手方に対する書面をもって行われるものとする。

2 統括管理委託契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

3 統括管理委託契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。

(秘密保持)

第40条 発注者及び受注者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員及び従業員又は自己の代理人、コンサルタント及び次項の規定により秘密保持義務を負う業務受注者等以外の第三者に漏らし、並びに統括管理委託契約の履行以外の目的に使用してはならない（適用ある法令の規定に基づく使用の場合を除く。）。ただし、当該相手方の秘密が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 統括管理委託契約締結時に、既に公知又は既知のもの

(2) 統括管理委託契約締結後に発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となったもの

- (3) 発注者又は受注者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの
 - (4) 法律、政令、規則、条例等の規定又は官公署の命令等により、開示を要請されたもの
 - (5) 発注者又は受注者が、相手方より入手した情報を使わずに単独で取得したもの
- 2 受注者は、受注者が委託業務遂行のために契約を締結する業務受注者等につき、統括管理委託契約に基づき受注者が負担するのと同様の秘密保持義務を負わせるものとする。

(個人情報保護)

第41条 受注者は、本事業に関連して知り得た個人情報について、適切な管理を行うものとし、別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(暴力団等の排除)

第42条 受注者は、暴力団等の本事業への関与を防止するため、別紙5「暴力団等排除条例による措置に係る特記事項」を遵守するものとする。

(準拠法)

第43条 統括管理委託契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第44条 発注者及び受注者は、統括管理委託契約に関する紛争について、山口地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第45条 統括管理委託契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は統括管理委託契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

別紙 1 定義集

統括管理委託契約において使用する文言については、以下のとおり定義する。

1	委託料	発注者が受注者に支払うサービス対価のうち、統括管理業務の実施による対価をいい、別紙 3 において「委託料」と規定されたものをいう。
2	業務報告書	要求水準書において規定される、統括管理業務に関する月次業務報告書及び年次業務報告書を総称していう。

別紙２ 発注者の検査等実施要領

１．発注者による検査方法

（１）受注者による報告

受注者は、要求水準書等及び提案書等に定めるとおり、統括管理業務に関する月次業務報告書及び年次業務報告書を発注者に提出する。

（２）発注者による検査

発注者は、各業務の履行状況が要求水準等を満たしているかについて、受注者が提出する月次業務報告書等で定期的に検査する。

また、発注者が必要と認める場合は、随時各業務の遂行状況を検査する。

検査の結果、要求水準書等に規定されている水準等を満たしていないと判断される事象（以下「ペナルティ対象事象」という。）が判明した場合には、発注者は、受注者に対して改善勧告を行う。

受注者は、発注者と協議の上、確認した事実に基づき改善計画書を提出し、改善措置を講ずるものとする。

ペナルティ対象事象の状況ごとに、発注者と受注者とが協議して決定した改善完了予定日を経過したにもかかわらず、状況が改善されない場合には、委託料の減額に至るものとする。

（３）ペナルティ対象事象のレベル区分

ペナルティ対象事象のレベルは、次の表に掲げるとおり区分される。事象の詳細については、発注者と受注者とで別に協議することとする。また、契約期間中にあらかじめ規定のない事象が生じた際は、発注者及び受注者が、その都度協議するものとする。

レベル	事象例
レベル 2	- 虚偽の記載又は報告 - 法令違反 - 受注者の帰責による人身事故等の発生
レベル 1	上記以外

（４）減額ポイントの付与

発注者は、ペナルティ対象事象のレベルを認定した場合は、減額ポイントを付与する。また、同様の事象が繰り返し発生することを防ぐため、一定の経過期間を定め、当該経過期間中に同様の事象が発生し、再度受注者がレベルを認定した場合には、初回よりも大きな減額ポイントを付与する。なお、経過期間については、受注者との協議の上、発注者が定めるものとする。

レベルごとの減額ポイントの付与条件は、次に定めるとおりとする。

レベル	減額ポイントの付与条件
レベル 2	- レベル 2 が認定された場合、10 ポイントを付与する。 - 経過期間中に、同様の事象により再度レベル 2 が認定された場合は、20 ポイントを付与する。
レベル 1	- レベル 1 が認定された場合、1 ポイントを付与する。ただし、初めてレベル 1 が認定された場合など、発注者が認めるときは、レベルの認定のみとし、減額ポイントを付与しないことができる。 - 経過期間中に、同様の事象により再度レベル 1 が認定された場合は、3 ポイントを付与する。

(5) 支払額の減額措置

発注者は、別紙 3 に規定する支払対象期ごとの減額ポイントを合計し、当該支払対象期に係る減額割合を算定する。当該支払対象期において発注者が受注者に支払う委託料は、当該減額割合を乗じた金額とする。なお、減額ポイントに応じた減額割合を支払額に反映させる措置は、当該支払対象期の委託料のみとし、次の支払対象期に持ち越さないものとする。

1 支払対象期内の減額ポイントの合計	減額割合
10 ポイント未満	減額なし
10 ポイント以上	1 ポイントにつき 0.2%減額 (例：合計 10 ポイントの場合は、2%減額する。)

(6) 実施体制の変更

発注者は、ペナルティ対象事象について受注者が是正要求に対応しなかった場合で、当該ペナルティ対象事象がレベル 2 に該当する場合、受注者との協議の上、業務の実施体制の変更（業務を担当する構成員等や責任者の交代を含む。）を求めることができる。

(7) 契約解除の検討

発注者は、ペナルティ対象事象の発生原因が受注者による故意又は重過失であった場合には、契約解除を検討するものとする。

また、発注者が受注者に対し業務実施体制の変更を求めても業務実施体制が変更されない場合又は当該ペナルティ対象事象の改善が見られない場合においても、発注者は、契約解除を検討するものとする。

別紙3 委託料の支払方法及び変更方法

1. 委託料の内訳

契約期間中、発注者が受注者に契約金額として支払う委託料の内訳及び支払額は、次のとおりとする。

ただし、統括管理委託契約の定めるところに従って委託料の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた額とする。その場合には、発注者と受注者の間で、当該内容について、書面による確認を行う。

(1) 契約期間全体における支払額の内訳

項目	内訳	支払額
委託料		円
	うち消費税及び地方消費税の額	円

(2) 各期の支払額の内訳

支払対象期		契約期間における支払額	
		合計額	うち 消費税及び地方消費税の額
令和8年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和9年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和10年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和11年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和12年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和13年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和14年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		

	第四四半期		
令和 15 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 16 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 17 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 18 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 19 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 20 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 21 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 22 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 23 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 24 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		
令和 25 年度	第一四半期		
	第二四半期		
	第三四半期		
	第四四半期		

2. 委託料の支払方法

受注者は、毎月の業務終了時に月次業務報告書を提出する。発注者は、各四半期の最終月の月次業務報告書の提出を受けた日から 10 日以内に、内容を検査する。

受注者は、業務が上記の検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置をとった上、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を各四半期の業務の完了とみなして、検査を受ける。

受注者は、上記の検査に合格した時は、委託料の支払を請求し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、発注者が支払を行う。

第 1 回の支払を令和 8 年 4～6 月分とし、以降、7～9 月分、10～12 月分、1～3 月分と 3 か月ごと、契約期間中全 72 回払いとする。

3. 委託料の改定方法

委託料の改定方法は、原則として、以下のとおりとするが、具体的な手続については、発注者と受注者で手続の詳細について別に協議した上で発注者が決定する。

(1) 委託料の改定に関する基本的な考え方

委託料は、統括管理委託契約に基づいて決定される金額を基に、物価変動率を勘案して改定するものとする。

(2) 委託料の改定方法

委託料の改定方法は、毎年 8 月の「消費税を除く企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」の確報値を用い、前回改定年度の前年（初回の改定時に対しては令和 7 年）の 1 月から 12 月までの指数の平均値と比較して 1.5 パーセント以上の差が生じた場合に、「企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）に基づき、次年度分の委託料の改定を行う。ただし、消費者物価指数の消費税増税に伴う増加分については、対象外とする。指数の差は、次式によって算定されるものとする。

$$(\text{CSPI} (t-1) - \text{CSPIs}) / \text{CSPIs}$$

各年度の委託料は、次式によって表されるものとする。

$$P(t) = P_s(t) \times \text{CSPI}(t-1) / \text{CSPIs}$$

< 凡例 >

$P(t)$	: t 年度 (t 年 4 月から (t+1) 年 3 月) の委託料
$P_s(t)$	: 最新の統括管理委託契約等に示す t 年度の委託料
$\text{CSPI}(t-1)$	: (t-1) 年の 8 月の企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index)
CSPIs	: 前回改定年度の前年 (初回の改定時に対しては令和 7 年 1 月から 12 月までの企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index) の平均値

※改定率 ($\text{CSPI}(t-1) / \text{CSPIs}$) に小数点以下第 3 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※計算の結果、円単位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※t 年度の委託料が改定される場合、(t+1) 年度以降の委託料も、上記の改定率を乗じた額に改定されるものとする。

改定に係る協議は毎年度 1 回とし、次年度以降の委託料に反映させるものとする。

技術革新等により統括管理業務に係る費用が著しく縮減する場合には、発注者及び受注者の協議により改定するものとする。

別紙4 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、統括管理委託契約の履行に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、統括管理委託契約の履行に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。統括管理委託契約の履行が終了し、又は統括管理委託契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、統括管理委託契約を履行するために個人情報を収集するときは、統括管理委託契約を履行するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、統括管理委託契約の履行に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5条 受注者は、統括管理委託契約の履行に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者の承認があるときを除き、統括管理委託契約を履行するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、統括管理委託契約を履行するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8条 受注者は、統括管理委託契約を履行するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別紙5 暴力団等排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、統括管理委託契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは統括管理委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により統括管理委託契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される統括管理委託契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾

するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、統括管理委託契約の適正な履行の妨害又は統括管理委託契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、統括管理委託契約の履行の妨害又は統括管理委託契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。